

## 巻頭言

## 令和7年度の課題として「日常生活支援住居施設」の第三者評価に取り組む

代表理事 新津ふみ子

令和も7年目を迎えました。月日の経つのは本当に早いですね。年齢を重ねるごとに強く感じますが、新たなこの一年も、課題をもって立ち向かいたいと思います。



前号・会報70号の巻頭言『生活困窮者の支援と居住—それぞれのふつうに向き合う』では、2025(令和7)年度から東京都福祉サービス評価推進機構が「日常生活支援住居施設」(日住)を第三者評価の対象サービスに加えることを紹介し、適切な評価の実施に向けて、2024年7月25日開催のマイアイヘルプユー「法人主催研修会」でこの分野に精通する講師を招いて受けた講義の概要を紹介しました。

日住を第三者評価の対象サービスに加えた都道府県推進組織は、現状では東京都のみです。

「なぜ東京都が取り組みを始めるのか」についてですが、2024(令和4)年4月1日時点の全国の日住の数は120施設、うち東京都に55施設があるという背景があります。

このような現状を受け、私が委員を嘱託されている東京都の「評価・研究委員会」でも「日住は保護施設以外で生活保護を利用されている方々の生活扶助の施設として位置づけられており、都は施設数が多く、高齢者や障害のある方が多数入所されているので、評価の対象とすべき」という意見が出されました。そこで、東京都福祉サービス評価推進機構は、日住の共通評価項目の策定に向けて、施設の代表、評価者、学識経験者などから構成されるワーキンググループを設置し、都および自治体(八王子市)が認定した都内のすべての日住を対象に実態調査を行って検討を重ね、評価項目(案)を作成し、実施に向かう方針です。

そこで、私はこの経緯や結果を真摯に受け止めて「評価機関・評価調査者として全力を注ぐ」と決めました。



会報70号でも一部紹介しましたが、日住の制度化や必要性について、改めて確認しておきたいと思います。

出典は、一般社団法人「居住支援全国ネットワーク」が厚生労働省の令和2年度「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金による社会福祉推進事業」として実施・公開した『日常生活支援住居施設の日常生活上の支援及び職員養

成研修の在り方に関する調査研究事業 報告書』[令和3(2021)年3月]です (URL: <https://kyojushien.net/archives/640>)。

## ■居住支援全国ネットワークがこの調査研究に取り組んだ背景と目的

2016(平成28)年に開催されていた国の検討会(生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会)において、現状の社会福祉居住施設(一般的な一時滞在型無料定額宿泊所)と異なり、加齢により身体機能・認知機能が低下し、また身寄りもないことにより独居が難しくなった人を対象にした長期滞在・共同居住型無料低額宿泊所が実態として存在すること、またそのような利用者を対象とした適切な住居・支援の必要性が明らかになった。

この検討会で議論された長期滞在・共同居住型無料低額宿泊所の利用者を対象とした住居・支援こそ、2020(令和2)年10月から制度化された日常生活支援住居施設である(上記「報告書」p.1より)。

## ■事業結果の概要

本事業では、日常生活支援住居施設で提供される支援の質を担保することを目的として検討を行い、下記の3点を明らかにしました(上記「報告書」p.9より)。

- (1) 日常生活支援住居施設の対象者像と支援の在り方
- (2) 日常生活支援住居施設の個別支援計画の作成と在り方
- (3) 日常生活支援住居施設で従事する職員養成研修の在り方

上記の(1)～(3)については、事例、コラム、そして実際の取り組みなどが具体的に取り上げられています。

日住の利用者、そして支援の特徴を感じ、考える機会になりました。

一方、私自身の経験にはない状況が多く、理解できるかと不安をもちました。何とせよ、第三者評価にあたっては、事前学習や実習が必要です。そして、評価項目を適切に活用できることです。頑張ります。



そんなときに『訪問看護と介護』(2025年1-2月号)の特集『関係性を築いた驚きの方法—あの会話・行動・判断がきっかけになっていた! ?』の記事を読みました。

この特集には、東京都の「ドヤ」とよばれる「山谷地域」で、生活困窮者の多様な支援に取り組んでいる「特定非営利活

71号の  
ガイド

- 1～3P: 巻頭言◆令和7年度の課題として「日常生活支援住居施設」の第三者評価に取り組む(代表理事: 新津ふみ子)  
3～4P: 会員だより◆第三者評価と私の仕事  
4P: 事務局だより



動法人山友会」副代表・油井和徳さんが登壇して『路上生活者との関係構築の鍵は待つことだった』というテーマで書いています(pp.24-28)。

油井さんは、関係を築くことが難しかった方とかかわりを深めていったエピソード、2名の方の状態と支援プロセスを紹介しています。

そのうち「大声で何かに怒っているAさん」のケースを紹介すると、以下のプロセスであり、変化がわかります。数年、かかっています。

大声で何かに怒っているAさん  
↓  
実は声をかけてほしかった？  
↓  
次第に自ら顔を出すように  
↓  
常連たちにも徐々に認知され始める

私だったら、このAさんを待ち続けられるだろうか、何やら落ち込んだようです。少し経って、未経験が多いことを前提に、私は「学びながら、取り組んでいこう」と思いました。



もう一つ、新聞記事からの学びです。毎日新聞2025年1月6日の記事で『母の言葉、56歳の再起 路上生活から支援する側に一世の中の人十人十色、相手を尊重して』です。

概要について「路上生活の日々を経て、路上生活者(ホームレス)の支援活動に携わるようになった男性がいる。窃盗を繰り返して服役し、出所後も仕事が続かずギャンブルにも溺れた、つまずいてばかりの半生。やり直す男性の支えになっているのは、亡き母からもらった手紙にあった言葉」と紹介されていました。

記事では、この路上生活者の支援活動に携わる男性(三宅紀幸さん)が、かつて世話になったのに裏切ってしまったホームレス支援のNPO法人「福岡おにぎりの会」(福岡市博多区)に「謝ろう」と思って事務所を訪ねたら「無事で生きているか、心配していたのに安心した」という言葉ももらったこと、三宅さんが「二度と裏切らないために」と会の活動に参加することを決めたこと、母の言葉を50代半ばにしてようやく人並みの考えに気づかされたことなどが紹介され、記事は「人にはそれぞれ事情がある。人生をやり直すには、自分で自分に見切りをつけないこと、と三宅さんは自分に言い聞かせるように話した」と結ばれていました。

このような記事は、これまでも各紙でたくさん取り上げられていたのかもしれませんが、私自身としては初めての思いでした。記事を読み返し、改めて多様な生きざまの時代であると思いました。



ここで、福祉サービス第三者評価基準についても、確認しておきたいと思います。第三者評価事業の目的は、表のとおりです。

表に引用した「指針」とおり「社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること」とし、この「個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること」としています。

実施にあたり、種別ごとに評価基準が策定され、評価機

## 表 第三者評価事業の目的

1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について

(1) 経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置付け  
(略) 社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、一義的には社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

〔『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について』の一部改正について(厚生労働省子ども家庭局長/社会・援護局長/老健局長通知、2018[平成30]年3月26日)より〕

関・評価調査者は、この基準を活用して評価します。したがって評価基準の重要性は格別といえます。

私は「日住」の第三者評価を通して、職員による支援の充実にとどまらず、地域住民の関心・協働が深まり、地域に定着し、利用者の生活が豊かになることを期待しています。

そのためには、法人・事業所として地域貢献的な活動が必要ではないかと思えます。この視点から気になった評価基準の一部を紹介します。



東京都の評価基準では「組織マネジメント共通評価項目」の 카테고리3「経営における社会的責任」のサブカテゴリ3「地域の福祉に役立つ取り組みを行っている」であり、取り組みを行っているかどうか確認する「評価項目」は、以下の2項目です(東京都「項目解説書」より)。

## ■ 評価項目

### 3-3-1. 透明性を高め、地域との関係づくりに向けて取り組んでいる

#### 〈評価項目のねらい〉

この項目では、事業所が福祉サービスと提供する責務として、地域社会への情報開示などにより透明性を高め、地域社会に開かれた組織となつて、地域との関係づくりに取り組んでいることを確認します。

#### 〈標準項目の確認ポイント〉

- 1) 透明性を高めるために、事業所の活動内容を開示するなど開かれた組織となるよう取り組んでいる。
- 2) ボランティア、実習生及び見学・体験する小・中学生など見学・実施の受け入れ体制を整備している。

### 3-3-2. 地域の福祉ニーズにもとづき、地域貢献の取り組みをしている

#### 〈評価項目のねらい〉

この項目では、事業所自ら有している機能や福祉の専門性を活かしながら、関係機関と連携して地域の一人としての役割を果たすための取り組みを行っているかを評価します。

#### 〈標準項目の確認ポイント〉

- 1) 地域の福祉ニーズにもとづき、事業所の機能や専門性をいかした地域貢献の取り組みをしている。
- 2) 事業所が地域の一人としての役割を果たすために、地域

関係機関のネットワーク(事業者連絡会、施設長会など)に参画している。

3)地域ネットワーク内での共通課題について、協働できる体制を整えて、取り組んでいる。

(東京都/項目解説書【組織マネジメント項目】カテゴリ解説より)



上記の「評価項目3-3-2」を行ううえでの「補足事項」の一つの項目として「平成29年の社会福祉法の改正で、社会福祉法人では『地域における公益的な取り組み』が責務化されました。社会福祉法における『地域における公益的な取り組み』とは『社会福祉事業・公益事業を行うにあたって提供される』『日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対する』『無料・低額な料金で提供される』という要件をすべて満たす福祉サービスとされています」と、東京都は「項目解説書」のなかで説明しています。

一方、全国社会福祉協議会が事務局を担当する「全国推進組織」が提示している国版の「共通評価基準」では、共通評価項目Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている」があり、評価細目として次の2つがあります。

○Ⅱ-4-(3)-①:「地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている」

○Ⅱ-4-(3)-②:「地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている」

改めて、わが国の今後について、しっかりと考えることが必要ですね。



厚生労働省は「地域共生社会の在り方検討会議」で「重層的支援体制整備事業」についても取り組んでいます。重層的支援体制整備事業の創設の経緯や意義については、以下のように述べられています。

「これまでの福祉政策が整備してきた、子ども・障がい者・生活困窮者といった対象ごとの支援体制だけでは、人びとが持つさまざまなニーズへの対応が困難になってきています。

このようななかで、重層的支援体制整備事業は、人々の生活そのものや生活を送るなかで直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性の応えるものとして創設されました。こうした困難や生きづらさは個々人で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提で、すべての人びとのための仕組みとしました」

私は、令和7年度は、改めて「地域共生社会」「重層的支援体制整備事業」について、もっと学びを深めていきたいと思いました。



長渕剛の新曲「ひまわりの涙」です。うつむくこと、涙することも多くありますが、歩き続けたいと思います。

♪ 悲しみよ こんにちは  
音も立てずに やって来たの  
苦しみよ さようなら  
いつのまにか 帰ってった

あの夏の日 泣きじゃくり  
ひまわり畑に 隠れたんだ  
明日が怖くて 震えていたよ

涙をふいて 震えていたよ

さみしさよ こんにちは  
君もやっぱり 一人ぼっちかい  
しあわせよ どこへ行くの  
つまづきながら 追いかけた

あの夕焼けに 憧れた  
もう強くなんか なれないよ  
弱虫の僕だけど ずっとここにいるよ

弱虫の僕だけど ずっとここにいるよ  
涙をふいて ずっとここにいるよ♪



今年も、皆さんと一緒に頑張ります。よろしくお願い致します。



## 会員だより 第三者評価と私の仕事①

メイアイヘルプユー会員・田中 真弓

### ●第三者評価と合同会社CO-PRO

私が副代表を務める合同会社CO-PROは、福祉事業所向けのコンサルタント業務を行い、事業所の課題解決を支援しています。

具体的な業務は、職員研修計画の作成支援、事例検討会やアセスメントや個別支援計画の研修、記録の見直し、ヒヤリハットの活用、事業計画や業務標準書の作成支援、利用者調査、職員アンケート、虐待防止研修、BCP(事業継続計画)作成など多岐にわたります。

小規模事業所では対応が難しい実務を一緒に進めることで、利用者に良質な支援を届ける環境を整えています。

私が第三者評価を通じて学んだ重要なことは、サービスの質が組織の在り方によって規定される点です。理念の浸透、会議の運営、職員育成のしくみ、業務の標準化、利用者意見の反映といった取り組みが相互に影響し合い、良質な支援を実現します。評価項目に沿った取り組みの確認やヒアリングを通じ、現場の状況を深く理解する力が養われました。

この学びを活かして、CO-PROの業務でも、事業所の課題を整理し支援しています。

例えば、中堅職員育成の依頼があったときには、利用者や職員の声をもとに課題を分析し、事業計画を策定しました。また、業務標準書の作成支援を通じて職員間の情報共有の課題に気づき、会議運営の改善に取り組んだこともありました。第三者評価の項目は、組織アセスメントの有用な指標となっています。

### ●第三者評価とスーパービジョン

埼玉県社会福祉士会では、スーパービジョンのバイザー(スーパーバイザー:スーパービジョンをする人)を担当しています。スーパービジョンでは、バイザー(スーパーバイザー:スーパービジョンを受ける人)の疑問やジレンマを整理するために質問を重ね、バイザー自身が解決策を考えるように促します。クライアントに直接かかわるのはバイザー自身であるため、自分で考えた実践的な対応を見出すことが重要です。

このときのバイザーの疑問やジレンマを「聴く力」は、第三者評価で培われたものと感じています。

第三者評価では、評価項目に基づいて事業所の取り組みや背景を丁寧に聞き取り、安易な判断を避ける姿勢が求められます。不十分なヒアリングは、報告書原案の作成段階で指摘を受けることもあり、試行錯誤を重ねてきました。



第三者評価とCO-PROの仕事、スーパービジョンの経験は互いに影響し合い、私を成長に導いてくれます。

これらで得た知識やスキルを活かし、これからもさまざまな場面で学びを循環させていきたいと考えています。

## 会員だより

### 第三者評価と私の仕事②

メイアイヘルプユー会員・佐久間 尚実

メイアイの事務所に行って担当した第三者評価の合議をしているときのこと、私のスマホが突然「(私が)自宅の次にリラックスしている」と、私の気分を勝手に評価して報告してきました。自分のスマホに持ち主の気分の評価をする機能もあったのかと少し驚きましたが、自宅の次にリラックスできる場所がメイアイの事務所だったとは……と、二度びっくりでした。

受審事業所の取り組みや課題などを評価チーム内で話し合ったり、チーム内で「あんた、それは違うわよ～」などと怒られることが、私には心地よいのでしょうか……。

#### ●私の仕事は社会福祉法人の管理職

私の職業は、特別養護老人ホームや認知症のグループホーム、在宅介護サービスを運営する社会福祉法人の管理職です。

第三者評価調査者としても高齢分野の特別養護老人ホーム、通所介護、認知症高齢者グループホームなどを担当することが多いので、それぞれの事業所の取り組みや、組織のしくみづくりのお話などを直接うかがうことのできる機会からは、いろいろと勉強させていただくことが多いです。おそらく、メイアイの事務所での合議の次に、居心地がよい時間かもしれません。

#### ●受審事業所から受ける刺激

評価で事業所にお伺いして最初に刺激を受けるのは、その事業所のサービスの実際です。私も自施設でサービス管理の仕事をしているので、ケアの一つひとつにとっても興味があります。素晴らしいケアを目にしたときには「どんな人たちが、どんなことを考えてこのケアを実現したんだろう」と、いろいろ深掘りしたくなります。

そして「もし自分の職場でこれと同じことをやろうとしたら、どんなしくみづくりが必要だろう」と、あれこれ想像を膨らましてしまいます。そうすると「どんな書式をつくっているのかな？」とか「会議体は何？」などと、自分の職場を横におきながら、その事業所と比較してみれば勝手にドキドキしたり、ワクワクしたりしています。

#### ●わが身に置き換え、反省する機会も

一方で、わが身に置き換えながら、いろいろ反省する機会が得られることもあります。事業所の経営層のあり方、リーダーシップの課題などです。

利用者の生活の質をどう向上させているのか、現場の職員たちが頑張れる環境をどうつくり上げているのか、いないのか、リーダーとしての覚悟のようなものを目にすると、わが身を振り返り、襟を正したくなります。



第三者評価の現場は、私にとっては、自分が追い求めたいケアの姿を再確認したり、自分の仕事のしかたや管理職としてのあり方など、自分の足元をしっかりと見直すための得難

い機会になっていると感じています。

これからも、事業所の皆様の頑張りを糧に、自分の足元をしっかりと見ながら、頭を高くして精進していければと思っています。

## 事務局だより



2025年、令和7年。この年号表示にまだ慣れないうちに、1か月が過ぎようとしています。今年の残りはあと11か月。年齢を重ね、月日の経つことの早さを実感しています。

あと2か月もすると、目黒川は桜の時期を迎えます。その頃は、たくさんの花見客で、事務所の周辺がさらに賑やかになるはずですよ。



さて、会員の皆様におかれましては、年度末が近づき、お忙しい日々をお送りのことと存じます。

メイアイヘルプユーも都内の事業所への第三者評価の訪問調査をほぼ終え、現在は評価結果のまとめを責任者が中心になって行っているところです。

また、東京都外の事業所からの評価依頼が例年どおりあり、こちらは東京都内の事業所より少し遅れて訪問調査を実施しておりますので、評価結果のまとめはこれからになる見込みです。

いずれにしても評価者の皆様のご協力により、順調に評価事業が進んでいることをご報告致します。

### ご連絡

#### ●メイアイヘルプユー「設立25周年記念会」開催案内

メイアイヘルプユーが2000年2月にNPO法人として発足し、25年になります。

これまで、10年、15年、20年を節目として周年記念行事を開催してきました。世の中に数あるNPO法人で、25周年を迎えられている法人は決して多くないのではないかと思います。これも会員の皆様のご協力と関係者の皆様のお力添えによるものと感謝申し上げます。

25周年記念会では、基調講演、シンポジウムを行う予定です。内容の詳細が決まりましたら、改めてお知らせ致します。どうぞ皆様、奮ってご参加くださいますようお願い致します。

今回は、下記のとおり、開催日時と予定会場のご案内まで、第一報としてお伝え申し上げる次第です。

### 記

◇日時：2025年7月5日(土)13～17時(予定)

※記念会の終了後「懇親会」を実施予定

◇会場：渋谷ソラスト コンファレンス

東京都渋谷区道玄坂1-24-1 渋谷ソラスト4階

電話 03-5784-2604

(JR各線「渋谷駅」西口より徒歩6分)

(文責・鳥海)

みなさまからの社会福祉情報お待ちしております。(編)

メールアドレス：[smile-npo@meiai.org](mailto:smile-npo@meiai.org)

\*HPアドレス：<https://www.meiai.org/>

〒141-0031 東京都品川区西五反田1-26-2

五反田サンハイツ714

(03)3494-9033

NPO法人メイアイヘルプユー